

西南戦争前後の「過激派雑誌紙」の隆盛と消滅

内山京子

(本学専任講師)

はじめに

明治八(一八七五)年九月末、『東京日日新聞』の末松謙澄は、「身体ノ処置ニ大ニ困却」したとして、次のような苦惱を上京以來世話になつていた佐佐木高行に打ち明けた。

当今急漸両党ヨリ相互ニ抱キ込ントスル勢ニテ、伊藤博文ハ、官途ニ就キ法律ノ方ニ従事スベシト云ヒ、福地(源一郎)氏ハ、是レ迄ノ通り今一二年ケ年モ日報社ニテ骨ヲ折リタル方、却ツテ学問ニナルベシト云フ、又板垣党ヨリハ、河野敏謙・奴間守一或ハ小室信夫等ヨリ急進論ニナレト云フ、又朋友間ニモ急漸両党アル故、只今日報社ニテ政府ノ内密ヲ受ケテ政府方ニ相成リテハ、拾数年ノ後ハ必ラズ頗ル世ノ中ニ入レラレザルコトニ至ルベシ、因ツテ社ヲ退キ学問スベシト云フ、又ハ報知社ニテ十分自分ノ見込丈ヲ述懐スル時ハ汚名ヲ滌グベシト云フ、

新聞記者から官吏への転身ルートがこの頃から見られること、末松が「板垣党」からも勧誘されていたことなど、ここには様々な情報が含まれている。とりわけ興味深いのは、同年六月の新聞紙条例・讒謗律の制定が皮肉にも政論の急進化を促進した結果、「世ノ中ニ入レラレザル」ことを恐れる若い記者や投書家にとつて、「汚名」とされた漸進論を維持することが精神的な負担になつていた点である。末松に對して、佐佐木は官途に就くのも良いが、新聞社に残るのであれば両党派に使われないよう「自分丈ノ見込ヲ立テ、急漸ノ中我ガ本意ト思フコトヲ目途ニテ行クベシ」と助言した。親切な正論と言えるが、「世ノ中ニ入レラレザル」ことを恐れる二〇歳の若者にとつては、いささか正論に過ぎたかもしれない。末松は逡巡の後、同年秋に官界に入り、伊藤系官僚として歩む傍ら、念願だった留學を経て歴史編纂・法学・文学など多方面で活躍することになる。

近年、『東京日日新聞』『郵便報知新聞』『朝野新聞』など、この時期の主要新聞間では、民権・官権という対立軸を越えて、士族の特権廃止、外征や武力反乱の否定という重要な認識が概ね共有されていた点が明らかにされつつある。筆者もこうした視点を重視する一人だが、冒頭のエピソードによると、言論規制法の導入直後には「官権派」記者である末松も一時的に「急進派」への転換を考えるほど、言論空間において急進的ないし政府批判的な論調の魅力が上昇していたことが分かる。このように、東京の同業者間において政論の急進化が進み、漸進論への風当たりが厳しくなっていた時期に隆盛したのが、『評論新聞』に代表される新聞・雑誌である。

明治八年三月、海老原穆主宰の集思社によって創刊された『評論新聞』は、民権派の動きに理解を示す一方で、「左大臣島津公建白の大意并評」（二八号）、「山本克四大臣を斬らんとする建言并評」（二号）を載せるなど、守旧的かつ過激な論調で知られている。以降、『湖海新報』『草莽雑誌』『東洋奇事新報』など、西南戦争前後の短期間の間、こうした急進的、復古的、守旧的、武力蜂起に肯定的な傾向を有する新聞・雑誌が隆盛した。本稿ではこれらを総称し、「過激派雑誌紙」と呼ぶこととする。あまり適切な呼称ではないかもしれないが、同時代人も「過激」「激越」等の表現をしばしば使用していること、本稿では新聞の『大阪日報』も検討対象に含めることから、この呼称を使用することとした。

『評論新聞』については、鹿兒島私学校の宣伝機関・諜報機関と断定する従来の見方に対して、政論の多様性や草創期のジャーナリズムとしての実験的傾向を重視する研究も増えつつある。本稿ではこの多様性に留意しつつ、彼らの「実験」が同時期の政治状況にどのような影響を与え、言論空間全体でどのように評価されていたのか、という点に注目したい。この時期の主要新聞の社説を中心とする論争空間のなかに「過激派雑誌紙」を位置づけることで、言論空間全体における彼らの特質も明確になるものと考ええる。

主要新聞にも見られた急進的な政論と武力蜂起論が結合した背景については、小川原正道氏の整理が参考になる。すなわち、明治六年の征韓論政変後に高揚した反政府運動は、当初は武力路線と言論路線とが車の両輪のように展開していたが、やがて西洋の抵抗権思想によって理論武装され、第一段階として言論による政府攻撃、第二段階として武力蜂起が位置づけられ、不平士族や立志社に浸透していった、との指摘である。

本稿ではこうした土佐派や西郷派ら在野の反政府勢力の動向と「過激派雑誌紙」との関係性を検討するため、東京の主要新聞と「過激派雑誌紙」との接点となった『東京曙新聞』『朝野新聞』の末広重恭、また「急進的民権派」のイメージが強いが、実は「過激派雑誌紙」関

係者とのつながりの強いメディアとして、大阪の『大阪日報』にも注目する。武力蜂起肯定論の発信者たちの認識や動向を明らかにすることで、草創期の言論空間の構造・変遷を考察する一助としたい。

第一章 「過激派雑誌紙」の概要と内情

一 概要と変遷

明治八年三月創刊の『評論新聞』は、「新聞」とあるが日刊紙ではなく、当初は月五回程度、その後月二回程度発行された、「雑誌」の形態に近いものだった。編集者の掲げる「論」に対し、三・四名の「評者」が評を加えるという形式をとり、明治九年八月に発行禁止処分を受けて『中外評論』と改題、同年一月に再び『文明新誌』と改題し、一〇年六月に廃刊に至っている。

明治九年二月、大阪在住の司法官有志で組織された就将社から『大阪日報』が創刊された。同紙には『東京曙新聞』主筆の末広重恭の紹介で『評論新聞』から編輯長として関新吾が、記者として万代義勝らが迎えられた。急進的民権派の色彩が強く、当初は武力蜂起肯定論も度々掲載していたが、やがて「暴力」を封印していくことになる。

このほか、明治八年一月に采風社から発行され、創刊者杉田定一・加藤九郎の筆禍を受けて廃刊した『采風新聞』、明治九年三月に参同社から発行された『湖海新報』（八月に『江湖新報』と改題）、同時期に自主社から発行された『草莽雑誌』なども、「過激派雑誌紙」の系譜としてしばしば挙げられている。

明治一〇年六月、こうした「過激派雑誌紙」の最終形とも言える雑誌が、大阪の弘義社によって創刊された。『東洋奇事新報』という名のこの雑誌は、「高知県其他の有志者教名」によって創刊され、『大阪日報』による「慷慨激烈なる快新誌」という期待通り、西南戦争に際して立志社は挙兵すべきと主張し、高知県下の挙兵派に熱烈に歓迎された。『評論新聞』の鳥居正功、『采風新聞』『評論新聞』『草莽事情』を渡り歩いた杉田定一らが関係しており、相次ぐ発禁処分により行き場を失った「過激派」が、西南戦争も山場を越えたこの時期に同誌を創刊し、最後の氣勢を上げていたことが分かる。

新聞紙条例と讒謗律は治安の悪化に影響のある記事を中心に適用されたため、「過激派雑誌紙」は度々の筆禍によって次々と編輯長を代えることとなった。杉田が「筆禍で入獄する位は屁」でもないが、「筆者が引張られて牢にたたき込まれる。一々身柄を引取られるので書

く者が居なくなる。これには一番弱⁽⁹⁾つたと回想しているように、とくに「過激派雑誌紙」関係者へはなるべく長く言論活動の場から遠ざける方針が採られていた。そのため、「評論新聞」の場合は明治九年一月以降、「仮」編輯長が署名するという対策をとるようになる。こうした事情もあり、「過激派雑誌紙」間では人員の入れ替わりが激しく、一人の人物が複数の媒体に関係している例も多い。このうち主な関係者について表「過激派雑誌紙」関係者一覽」にまとめた。

「過激派雑誌紙」関係者一覽

新聞・雑誌名	発行元	主な関係者	役職	略歴・筆禍など
		海老原穆 (35)	社主	鹿兒島出身。明治4年陸軍大尉となるも明治6年に辞職。「評論新聞」「中外評論」「文明新誌」を創刊。西南戦争勃発後、懲役1年に処せられ、明治11年に出獄。以後志を得ず横浜で没す。
		宮崎八郎 (25)	世話方・取締役方	熊本出身。明治8年に上京、入社。直接行動派として明治7年の赤坂喰違事件に連座・入獄、台湾出兵では義勇兵を編成。西南戦争で戦死。
		末広重恭 (27)	客員	宇和島出身。明治8年春『東京曙新聞』編輯長、同年8月筆禍を受け自宅禁錮。同年10月『朝野新聞』に入社。明治10年以降も横瀬文彦や岡山グループとの交友を継続。
		永岡久茂 (36)	客員	会津出身。「評論新聞」「中外評論」等に関与。明治10年思案橋事件により捕縛。
		吉島高尚	編輯長	土浦出身。明治8年3月～6月の編輯長。
		横瀬文彦	編輯長	常陸の人。明治8年7月～8月の編輯長。同年10月病気のため退社するも、関係は継続。明治9年1月禁獄3ヶ月。罰金50円。出獄後『朝野新聞』に入社。明治12年兵庫県勸業課雇、明治15年大蔵省出仕。
		佐田白茅 (44)	編輯長	久留米出身。明治8年10月頃編輯長。社主の一人とも言われる。外務省で日韓交渉に従事、政変後下野、征韓論を鼓吹。

①『評論新聞』

(明治8年3月)

← 『中外評論』

(明治9年8月)

← 『文明新誌』

(明治9年11月)

← 10年6月廃

集思社

関新吾 (22)	編輯長	岡山出身。明治7年に上京した岡山グループの一人。一時慶応義塾に入り、『東京曙新聞』に投書。末広重恭の紹介により『評論新聞』記者になり、明治8年10月12日まで編輯長。同年末『大阪日報』に転じたが、『評論』時代の筆禍のため明治9年3月に禁獄1年6ヶ月。出獄後、明治13年に元老院准委任御用掛に採用。以後一貫して官途にあり、最後は福井県知事。
小松原英太郎 (24)	編輯長	岡山出身。明治7年に上京した岡山グループの一人。慶応義塾に学んだが、同年12月退塾。明治8年『東京曙新聞』への投書が縁となり、末広重恭により『評論新聞』の編輯長に推薦。明治9年1月禁獄2年。『朝野新聞』客員を経て、明治13年外務省御用掛就任。以降、警保局長・静岡県知事・内務次官・文部大臣・枢密顧問官等を歴任。
鳥居正功 (19)	仮編輯長	土浦出身。明治8年上京、末松謙澄・宮崎八郎らと交友し、集思社に入社。明治9年4月5月頃仮編輯長。『文明新誌』では編輯長。愛国社の再興に尽力した後、『東洋奇事新報』で主幹を務める。明治15年扶桑立憲政党と称する官権派政党を組織。
中山喜勢	仮編輯長	肥前出身。丸山作楽に師事。上京後各紙に投書、『評論新聞』に入社。明治9年5月6月頃仮編輯長。同年8月禁獄8ヶ月・罰金100円。
高橋克	仮編輯長	明治9年7月頃仮編輯長。『中外評論』に衣替えた同年8・9月も仮編輯長と署名。同年9月禁獄3ヶ月。『草莽事情』にも関係。明治18年頃大阪府6等属。
山脇巖 (22~24?)	記者	岡山出身。明治7年に上京した岡山グループの一人。明治9年1月に禁獄1年。『大阪日報』にも関係。後、官吏に転じる。
坪田繁 (23)	記者	岡山出身。明治5年頃上京、慶応義塾に入るが、明治6年帰郷、小松原らに英学を教える。明治7年に上京した岡山グループの一人。一説に『草莽雑誌』の自主社に入ったとも。明治16年に内務省入りするも間もなく退官。のち衆議院議員。
杉田定一 (25)	記者	福井の大庄屋の長男。明治8年に上京し、加藤九郎らと『采風新聞』を創刊、編輯長となったが、明治9年3月に禁獄6ヶ月・罰金30円。出獄後、『評論新聞』『草莽事情』『東洋奇事新報』に関係。その後自由党一政友会の重鎮として活動。

<p>①『評論新聞』 (明治8年3月) ←『中外評論』 (明治9年8月) ←『文明新誌』 (明治9年11月) 10年6月廢)</p>	<p>集思社</p>	<p>大久保鉄作 (26) 桑野鋭 (18) 西河通徹 (20) 中島勝義 (18) 田中直哉 (23) 杉田定一 (25)</p>	<p>記者 記者 記者 記者 記者 編輯長</p>	<p>明治8年上京、『評論新聞』記者の後『朝野新聞』に入社。評論時代の筆禍により明治9年8月入獄。秋田県政界に重きをなし、衆議院議員・秋田市市長等を歴任。 柳川出身。明治7年佐賀の乱後に上京、『評論新聞』入り。『近事評論』『江湖新報』等にも関係。その後政治運動や政党に幻滅し、宮内省入り。 宇和島出身。同郷の先輩末広重恭邸に寄宿して『東京曙新聞』などに投書、末広の推薦で『評論新聞』に入社。海老原らの影響で西郷軍への参加を考へるも、先輩の懇諭により中止。のち『大阪日報』記者。 江戸の人。末広重恭の推薦で『評論新聞』に入社。明治9年2月禁獄2ヶ月。同年7月『東京曙新聞』の編輯長。 鹿児島出身。慶応義塾に学び、明治8年10月、『評論新聞』記者。明治9年1月禁獄3ヶ月・罰金30円。明治10年1月帰郷して私学校の説得に当たるとも、西郷暗殺計画の容疑者として捕縛。戦後無罪となり、民権運動に従事。</p>
<p>②『采風新聞』 (明治8年11月) 9年7月廢)</p>	<p>采風社</p>	<p>加藤九郎 (46) 西川甫 平野万里 関新吾 (22) 万代義勝 (21) 千河岸貫一 (28) 甫喜山景雄 (47) 小室信介 (24)</p>	<p>記者 編輯長 社長 社長 編輯長 編輯長 印刷長 投書家 ↓社員</p>	<p>明治9年3月に禁獄6ヶ月。出獄後『評論新聞』へ。 大阪の人。明治9年1月禁獄3年。出獄後、『郵便報知新聞』客員、『読売新聞』等を経て開拓使の役人へ。その後実業方面で活躍しようとするも叶わず。 徳島出身。徳島県大参事を経て来阪。実業家・府會議員。 肥前出身。大阪裁判所判事。後、退官して新聞発行に専念。 『評論新聞』を経て入社。明治13年の古沢滋の入社に当たって退社。 岡山出身。明治7年に上京した岡山グループの一人。『東京曙新聞』を経て入社。後、小松原らと『山陽新報』に関係。 福島出身。『東京日日新聞』記者。明治10年の同紙分裂の際に支援のため福地源一郎が派遣。明治13年の古沢滋の入社前後に退社、『東京日日新聞』に戻る。 同じく『東京日日新聞』から支援のため派遣。 宮津出身。明治10年頃から投書、明治12年入社。『立憲政党新聞』期に印刷長代理・社長に就任。明治17年外務省御用掛。</p>
<p>③『大阪日報』 (明治9年2月) ←(明治10年分裂) 『大阪新報』創刊 ←『日本立憲政党新聞』 (明治15年2月)</p>	<p>就社社</p>	<p>就社社</p>	<p>就社社</p>	<p>就社社</p>

④ 『湖海新報』 (明治9年3月) 『江湖新報』 (明治9年8月) 10年1月廢	参同社	宮崎八郎 (25)	?	前記参照。
		高田露 (22)	?	熊本出身。大阪開成所・大阪兵学寮に学ぶ。『湖海新報』、のち『近事評論』に関係。西南戦争では熊本で協同隊を結成、陸軍に加わる。出獄後は自由党・政友会に所属、熊本県政友会の重鎮となる。
⑤ 『草莽雜誌』 (明治9年3月) ← 『莽草雜誌』 (明治9年8月) 9年9月廢	自主社	木庭繁 (20代前半?)	編輯長	岡山出身。明治6年に帰郷し、岡山グループとともに活動。第1号に署名。
		波多野克己 (20代前半?)	記者 ↓社長	岡山出身。明治7年に上京した岡山グループの一人。『莽草雜誌』期の自主社社長。
⑥ 『近事評論』 (明治9年6月) 明治16年)	共同社	林正明 (28)	社長	熊本出身。明治2年米國留学、5年帰国、司法省入りし9年頃まで在官。9年6月共同社を起し、宮崎らと『近事評論』を創刊。
		宮崎八郎 (25)	?	前記参照。
⑦ 『草莽事情』 (明治10年1月) 10年6月廢	集思社 分局	横瀬文彦	世話人	『評論新聞』の後に関係。のち『朝野新聞』に入社。
		高田露 (22)	編輯長兼 印刷人	『湖海新報』発行禁止後、『近事評論』に関係。
⑧ 『東洋奇事新報』 (明治10年6月) 10年8月廢	弘義社	杉田定一 (25)	編輯長	第1・2号に署名。
		鳥居正功 (19)	印刷人	6月の廢刊後、大阪で『東洋奇事新報』を創刊。
		杉田定一 (25)	主幹	前記参照。
		大江貢	編輯長	前記参照。
			?	高知出身。明治12年持兇器強盜罪で懲役10年。

※宮武外骨・西田長寿『明治大正言論資料20 明治新聞雜誌関係者略伝』(みすず書房、1985年)、澤大洋『都市民権派の形成』(吉川弘文館、1998年)等を参照して作成。
※()内の数字は明治8年時点での年齢(数え年)。

これによると、系譜には主に二潮流あると思われるが、本流の変遷は概ね次のようにまとめられよう。

- i 明治7年末～9年初頭……この頃地方から上京、『朝野新聞』『東京曙新聞』の投書家として言論界入り
- ii 明治9年初頭～9年後半……『評論新聞』を中心に、この頃創刊された『采風新聞』『湖海新報』『草莽雜誌』等で活動
- iii 明治9年後半～10年6月…発禁処分が相次ぎ、①『文明新誌』と⑦『草莽事情』に統合
- iv 明治10年6月～10年8月…①⑦の廃刊により、大阪で⑧『東洋奇事新報』を創刊

一方、この本流と限りなく近い位置にいた『大阪日報』は、前述のように西南戦争を境に「暴力」を封印する方向に傾き、結果的に唯一今日までその命脈を保つことになる。¹⁰⁾

二 『評論新聞』の誌面構成と内情

各社の規模は比較的小さく、『評論新聞』の場合、基本的には編輯長一名、評者三・四名、訳者一名（ほか印刷関係者）程度の布陣だった。¹¹⁾ 集思社に勤務していた人物によれば、社は京橋の「俗悪商家の間に介在せる一矮屋」であり、「皆孰れも浪人者の寄せ集りで、今日の様に營業的のもの」ではなかった。資本金や印刷費なども必要なく、印刷は報知社に委託していた。社員には俸給なども特になかったが、元社員は「誠にグラシナイ」が「梁山泊」のような「面白い」環境だったと回想している。¹²⁾

一方、東京の主要新聞は明治一〇年時点で六社が印刷機を所有し、社員数は『郵便報知新聞』一・二三名（明治一二年）、『朝野新聞』一・二四名（明治一二年）など、百名を超えていた。¹³⁾ 政論機能と報道機能を備えた新聞（日刊紙）の多くは大判であり、論説・投書、外報、官令、雑報、相場・公告欄等から構成されていたため、社員も社主・社長・編輯者・校正者・会計者・探訪者（取材）・活字方・機械方・配達方など多岐にわたっていたのである。

また明治七年末、『東京日日新聞』の福地源一郎が社説欄を常設化したことで、他紙も対抗して社説を掲載するようになった。これにより、従来の新聞とその読者を中心とする論争空間が変容し、一定の所見に基づく新聞間での新たな論争空間が成立する。しかし草創期の言論空

間において、日々読者の批判と同業者との論争に耐えうる社説を書ける人材は限られていた。¹⁸⁾

「過激派雑誌紙」の誌面は知識と経験が必要な「社説」も、手間のかかる報道面もなく、ほぼ論説と投書で埋められており（「評論新聞」は一時「社説」を掲載したが、常設には至らなかった）、編集にかかる人件費は大幅に削減可能だった。これらが「雑誌」形態を探る最大の利点だったと思われる。新聞の社会への定着と新聞記者の地位向上を企図していた福地が、「事業の困難なりしは筆紙の竭し得べき所に非ざりき」とこぼしているように、広告収入の確保、活字の製造、印刷機の購入、一定水準以上の記者・職人の確保、探訪者の未熟さよる誤報の多さなど、課題は山積みであり、筆禍による罰金・禁錮は「一大痛撃」となり得た。「評論新聞」の海老原や「采風新聞」の杉田のように、「過激派雑誌紙」関係者には豊富な資金源を持つ者もいたが、新聞経営は個人の資金力では限界がある。「過激派雑誌紙」の場合、日刊紙ではなく雑誌形態を採り、印刷を外部に委託することで、経営面の論理をある程度外視した言論活動が可能だったと言える。

三 政論の多様性と外部への影響

先ほどの表から関係者の背景を追ってみると、次のような特徴が浮かび上がってくる。まず、地方から上京したばかりの一〇代後半から二〇代の若者が多いという点である。これに対し、当時の主な新聞人（幹部クラス）は、『郵便報知新聞』の栗本鋤雲・『朝野新聞』の成島柳北・『東京日日新聞』の福地源一郎など三〇代〜五〇代の旧幕臣が多く、すでに「名士」として一定の人望を築いた人々によって構成されていた。¹⁹⁾

また、表によると「過激派雑誌紙」関係者には、小松原英太郎・関新吾・万代義勝・山脇巍など、岡山出身者の存在が大きいことが分かる。彼らは『評論新聞』『大阪日報』『草莽事情』等に関係し、「過激派雑誌紙」の全盛期を演出していくが、元々は故郷岡山で洋学を学び、明治七年には非征韓論を政府に建議し、「大に学業を修め天下の有志と交を結ばん」として上京した若者のグループだった。²⁰⁾

その後、小松原は慶応義塾での学問に飽き足らず早々に退塾し、慰みに書いていた『東京曙新聞』への投書が末広重恭の目にとまり、末広の紹介で『評論新聞』の編輯長に就任する。この経歴からも分かるように、小松原は「西郷党の機関雑誌を編輯するの意志」で入社したのではなく、「言論の自由を唱へ、文明的思想を鼓吹せん」として末広の求めに応じたと回想している。冒頭の末松謙澄のように、幼い頃に「太閤記」を愛読していた小松原もまた、世に認められることを求める若者の一人であり、認められたい相手は「西郷党」の士族達では

なく、末広のような進歩的な「名士」だったことがうかがえよう。

『評論新聞』は西郷派の海老原穆が創刊したが、主に編集・執筆を担当したのは小松原のような各地の若者だった。同誌の「急進・過激な民権論」の背景には非征韓派や征韓派、拳兵派やテロ容認派もいれば暴力否定派も同居する同誌の特質があり、思想的にも誌面上にも統一性は乏しかった。その後の進路も、西南戦争で戦死した宮崎八郎、自由民権運動に従事した後、自由党系の政治家となる杉田定一、明治一〇年代に官界入りし、「過激派雑誌紙」出身者中では官僚として最も出世した小松原など、多種多様である⁽²⁰⁾。

とはいえ、構成員の性質や記事の内容に多様性が見られることと、集思社の組織としての性格や影響は切り離して考える必要がある。政治結社としての集思社は、基本的には私学校派の宣伝機関兼諜報機関として機能した。宣伝機関としては私学校派の主義を示す「確議」の掲載や西郷の消息の掲載などにより不平士族らの期待を喚起しつつ、諜報・情報機関としては政府の腐敗や危機的状況を強調する記事を度々掲載することで、私学校派の政府認識に影響を与えたとされる。海老原は各地に派遣した探訪者の情報を誌面に掲載する一方、別にまとめて桐野利秋らに報知しており、明治一〇年の拳兵前後の私学校では『評論新聞』以外の閲覧が禁止されていた⁽²¹⁾。そのため、西郷の盟友だった吉井友実は「十年戦乱の不幸を生ぜしは評論新聞の放論最も与りて大なり」と述懐し、徳富蘇峰も『評論新聞』が私学校に政府関係者への憎悪を深めさせ、政権を過小評価させた点を指摘している⁽²²⁾。

このように幹部が強い党派性を持っていたにも関わらず、誌面上は多様な言論が許容されていた⁽²³⁾。その理由は、当時の言論空間で宣伝機関としての影響力を保持するため、記者には洋学の知識を有する人物が必要だった点、明治七年の民撰議院設立建白以降、民権論が政府批判に有効であることが実証された点、さらに明治八年の言論規制の強化以降、抵抗権思想が武力蜂起の理論的根拠として機能するようになったことで、民権論と武力蜂起論とが矛盾しなくなったことなどが挙げられよう。

また、あえて誌面を統一しないことによるメリットも存在した。徳富蘇峰は同誌が明治九年一月に私学校批判の投書を掲載したことについて、慎重な西郷に痺れを切らし、政府の積極的な対応を促すことで拳兵を導く意図があったと指摘している⁽²⁴⁾。この投書に賛同した小松原は元々西郷への共感が薄く、時期的にもやや穿ち過ぎのようにも思える。しかし、記事が実際に読み手にどのような影響を与えるのかという問題を考える上では、示唆に富んだ指摘である。当時、不平士族の多くが自分の感覚と合致する記事に共感し、相容れない主張に反発を覚える日々を送っていたとすれば、『評論新聞』の雑多で過激な政論の掲載のあり方は、結果的に不平士族を効率的に刺激することに寄与

していたのではないだろうか。

『評論新聞』には常設の社説はなく、記事同士が矛盾していることは常態だった。これは明治六年から七年にかけて『日新真事誌』が試みていた「多事争論」的「公論」の実験とも評価できる。⁽²⁶⁾しかしそれは、明治八年以降の社説を中心とする新聞社間の論争空間からは半ば孤立した、ガラパゴスのな空間でもあった。「両論併記」を原則とした『日新真事誌』は、明治七年の台湾出兵期に他紙が警戒した士族の従軍願を多数掲載し、結果的に士族の外征熱を刺激する役割を果たすことになった。⁽²⁷⁾しかし新聞社の「定見」に基づき、社説を中心に論争を続けた東京の主要新聞間では、士族の特権廃止、外征や武力反乱の否定という重要な認識が概ね共有されていた。と同時に、徴兵制や秩禄処分、西洋化への不満や征韓論など、保守的・国権的な傾向を持つ士族が心地良いと感じる記事は減少していく。⁽²⁸⁾『評論新聞』以下の「過激派雑誌紙」は時折反発を覚える記事も目に入るものの、不平士族にとって共感可能な記事を掲載する、数少ないメディアだったと言える。

第二章 「過激派雑誌紙」における言論と暴力

一 「評論新聞」の論調転換と末広重恭の筆禍

まず、『評論新聞』とその論調転換についてまとめてみたい。明治八年三月創刊の『評論新聞』の編輯長は吉島高尚であり、当初は人口問題・万国博覧など多方面に関心を向けていた。「評者」の政治的立場も、征韓断行・反欧化主義者・政府擁護者・急進的民権論者などに分散していた。こうした傾向に一定の変化があらわれたのが、同年六月の言論規制法導入後である。この横瀬文彦編輯長期になると政論に関心が集中し、政府との対立を示唆する評論を掲載するようになる。⁽²⁹⁾

『東京日日新聞』の末松謙澄が漸進論の維持に窮したように、言論規制法の導入により政府批判に対する需要が上昇し、ある程度過激な批判も許容出来る受け皿が形成された。これにより、『評論新聞』の場合は創刊当初から濃厚にあつた政府との対決姿勢が先鋭化し、より穏和な論者が淘汰されていったように思われる。三谷博氏が指摘するように、執筆者の実名公表が義務づけられ、在官者の執筆が原則禁止されたことも論調転換の要因の一つだろう。⁽³⁰⁾また、末広重恭は、同誌が規制強化により直接的な表現から「専ら狡猾の筆を用る」ように変化し、筆禍を回避しつつ「裏面より政府を愚弄」することを試みるようになったと指摘している。⁽³¹⁾こうした現象は他紙にも見られるもの

であり、言論規制法の導入による反動化の表れと言える。ただし、このような傾向が主要新聞においては政論の急進化に留まり、政府転覆論など武力行使の肯定までには至らなかつたのに対し、「評論新聞」の論調転換はより顕著だつたと言える。

一方、主要新聞の「名士」の中では若手に位置し、「過激派雑誌紙」と接点の多かつた『東京曙新聞』の末広も、言論空間を覆う閉塞感に憤激を強めていた。同年八月、「言論自由の率先者」として新聞紙条例と讒謗律を批判した記事により、末広は新聞紙条例による筆禍第一号となる。それまで新聞による啓蒙政策を展開し、新聞人への同情者も多かつた政府はこの事件を慎重に処理した。量刑は二か月の禁獄(実際は自宅禁錮)と二〇円の罰金であり、明治九年以降の「過激派雑誌紙」に対する処分と比較すると「寛典」だつた。末広は「極めて寛大な」監視のなか、自宅禁錮中も「激烈」な論説を執筆し続けたが、いずれも不問に付されている。

『東京曙新聞』は長州の木戸孝允が創刊させた『新聞雑誌』の後身であり、木戸は主筆の逮捕という事態に衝撃を強めていた。同郷の井上馨に相談し、井上を介して「政府が厳酷なる条例を設けて却て新聞紙の反動を引起したる事を非難」し、「我国前途形勢の困難」を論じた上で、次のような言葉で末広の説得を試みている。

新聞紙にて政府の失策を攻撃するは当然の事なれども、今や不平士族は天下に充滿し國家の進歩を妨害せんとす、新聞記者は深く注意を加へざるべからず

木戸らの懸念は民権論そのものではなく、その急進性が「性質は雲泥の違ひ」があるはずの「征韓其外不平家」の「大援助」となることだつた。そのため、ともに「國家の進歩」を求める者として、「不平士族は天下に充滿」という危機感を共有し、配慮すべきことを求めていたことが分かる。

後年の回想では、末広もこの時の言論規制は「左まで厳峻と云ふ程」ではなく、「不平士族は天下に充滿して兵乱の起るを待つ勢」のなかで「政府が此の処置を取りしは、幾分か治安を維持するの道に於て已を得ざるもの有りしならん」と考えるに至つていた。しかし、二〇代半ばの当時は「是れまで全く自由なりし言論に束縛を加へられ」たことで、「林檎の籠に入り勝手に馳聘せし野馬の檻中に押し込められ」たような強烈な窮屈さを感じたと回想している。末広は政府要人の説得工作に応じることを良しとせず、兼ねてから入社を望んでいた『朝野新聞』に転じた。以後、『評論新聞』の「論説を補助」するなど、「過激派雑誌紙」との交流をさらに深めていくことになる。

二 「大阪日報」の武力蜂起肯定論

「関西における民権の急先鋒」と称された『大阪日報』は、元『評論新聞』編輯長の関新吾が「創刊の辞」を執筆し、初代編輯長に就任している点からも分かるように、明治九年の創刊当初は「過激派雑誌紙」と人的なつながりの濃い新聞だった。

関も小松原と同じく岡山から上京した非征韓派グループの一人であり、末広の推薦により『評論新聞』の記者、ついで編輯長となった後、『大阪日報』の創刊にあたり再び末広の紹介により編輯長として招聘された。『評論新聞』編輯長時代には刊行回数増加や社説欄の創設などの改革を試みたものの、前述のように常設には至らなかった。明治八年秋、江華島事件の勃発という「形勢の困難」の最中に出された社説の内容は、主要新聞の非戦論を批判した「征韓論」(三三三号)、義務を果たさない政府に対する反乱は「謀叛」ではないとする「民権論」(三四号)の二つであり、従来の『評論新聞』のイメージに綺麗に合致するものと言える。木戸らが懸念していたのは、こうした征韓派や不平士族の「大援助」となり得る民権論の使われ方であり、その言論による拡散だった。

『大阪日報』の創刊早々、関は『評論新聞』時代に掲載した箕作麟祥の『万国叢話』の「国政転変ノ論」の抄録、及びそれに対して私利をむさばる政府の転覆を傍観する理はないとして絶賛した論評(四〇号)によって大阪裁判所に召還された。関に下された判決は禁獄一年六ヶ月であり、それなりに重いものだった。しかし、『大阪日報』は司法官有志が関係していたこともあり、その後は知人の判事宅御預けで過ごし、実名で社説も執筆するなど、末広のケースと同様に緩やかなものだった。その一方で、喧伝された関の「流るるが如き」⁽⁴⁰⁾答弁によって関と『大阪日報』の評価は一挙に高まり、『日本全国新聞雑誌見立評判』では創刊一ヶ月余りで小結に挙げられるに至る。その後も、岡山グループの一人である万代義勝が禁獄一年(「国政転変論」を是とする投書を掲載)となるなど、「過激派雑誌紙」と同様に武力蜂起論に傾倒していた様子がうかがわれる。

関が引用した箕作麟祥の『万国叢話』(明治八年一〇月)は、抵抗権を肯定する思想を初めて体系的に紹介した事例であり、言論規制による閉塞感とともに「压制政府」「暴政府」イメージが強まるなか、「過激派雑誌紙」によって喧伝され、急速に賛同者を拡大させていった。その結果、明治九年半ばには、抵抗権に基づく武力蜂起の正当化、言論を第一段階、武力行使を第二段階とする二段階抵抗論が、立志社の公式見解ともいべき主張となる。⁽⁴¹⁾

三 言論の自由と思想の自由

それでは、「過激派雑誌紙」関係者は、どのような思考や認識によってこうした記事を掲載していたのだろうか。複数の「過激派雑誌紙」を渡り歩いた杉田定一が明治九年九月末に元老院に提出した建白書を題材に、その特徴について考えてみたい。

この建白は言論規制の強化を「不条理」であるとし、その改正・廃止を主張したものである。転覆論の掲載を禁止した新聞紙条例第一三条については、抵抗権思想が「不逞ノ徒」によって反乱の煽動に利用される可能性がある以上、この規定はやむを得ないとする容認論を想定し、次のように主張している。

今不逞ノ徒ノ害ヲ懼レ顛覆論ヲ禁ズルトキハ、政府ノ姦臣酷吏ハ傲然忌憚ナク益々苛法虐制ヲ逞クシ、人民ハ無限ノ抑圧ヲ受ルト雖モ其冤ヲ泄ス所ナク、其害タルヤ亦タ浅少ナラズ。故ニ人民ヲシテ已ヲ得ザルノ時ハ政府ヲ警戒スル為メ公然新聞紙上ニ向ツテ顛覆論ヲ吐ヲ允シ、唯ダ実事上ニ於テ政府ヲ顛覆スルヲ禁ズベシ。⁽⁴⁾

この中で杉田は、抵抗権思想が不平士族に利用されるリスクよりも、転覆論を掲載禁止にすることで「姦臣酷吏」の「苛法虐制」を招くリスクを強調している。そして「政府を警戒」するため、新聞紙上における転覆論の掲載は許可し、「実事上」の転覆のみを禁止すべきだと主張する。政府転覆を主張することと直接行動は別物であると思っており、新聞・雑誌に掲載された主張が他者の認識や行動に影響を及ぼし得るといふ、言論による波及効果への発想は希薄と言へる。

新聞紙条例の起案に関与した井上毅は、こうした傾向を危惧するとともに、この状況を作り出した「学者」の啓蒙活動のあり方にも問題があると認識していた。明治八年九月三日に『東京日日新聞』に匿名で寄稿した「新聞条例意見」において、「浅見ノ士ハ往々思想ノ自由ヲ以テ発言ノ自由ト相混ス」として、思想・信仰の自由と言論・礼拝の自由の違いを指摘し、言論は「世ニ公ニスル」が故に他者に影響を与えるものであり、「人身の自由」が脅かされる可能性のある場合、「言論の自由」にも制限が発生することを説明している。

欧米において「言論の自由」が基本的人権として認識されていることは、井上にとつても自明の事柄だった。しかし、当時の言論空間では「思想の自由」と「言論の自由」とが混同され、「言論の自由」は至上の権利であり、いかなる場合にも制限されてはならないという觀念が流布し、「言論の自由」のもたらす弊害によって「人身の自由」が脅かされる場合は、「言論の自由」も制限されなければならないという西欧の法令の論理が影響力を持つことは困難になっていた。⁽⁵⁾ 言論規制に対する批判の多くが、杉田建白のように至上の権利であるところの「言論の自

由」を「姦臣ノ私意」によつて抑圧する「不条理」を訴えるという内容だったのはこのためである。

井上はこうした状況の背景に、「学者」の啓蒙活動の偏りがあると考へていた。「史ヲ知テ律ヲ知ラズ、自由ノ名ヲ貴テ自由ノ実ヲ究メズ」との批判からは、「孟德斯答、盧騷」などの思想紹介に重点を置き、西欧社会の実態に目を向けようとしない明六社同人への不満が示されていると言へる。井上に言わせれば、このような啓蒙の偏りが、無制限の「言論の自由」観念の蔓延と法知識の欠如といった状況を作り出した要因であり、「耳食ノ徒」に大きな影響を与える立場であることを顧みない、「学者ノ通弊」だった。「言論の自由」を過激に主張した『評論新聞』は、「山本克四大臣を斬らんとする建言」(二二号)を批判の「評」とともに掲載しているが、これもテロを正当化する主張を世に広めること、すなわち世の中に影響を及ぼし得るメディアの「責任」への認識の薄さを示していると言へる。

『評論新聞』の同僚から「何の次第でアンナ過激の論文を草せしや、何にか求むる所ありて筆を執りしや」と問われた小松原は、「日本国民の爲めに正義の眼を開かんと欲して草したる者、実は決死の上執筆した者だ」と答へた。これに対する元同僚の言葉は、井上の懸念が杞憂ではなかつたことをよく示すものだろう。⁵⁵

君は当時慶応義塾卒業のホヤ／＼にて、而かも福沢翁等より散々新奇の西説を注射せられて血に燃ゆる君は、歴々たる法令杯か何で眼中にあらう。進んで顛覆論を草して社会に出でたるは先以て男児の一快事と言ふべきではあるまいか。

小松原は「決死の上」で執筆したと応じているが、筆禍経験者によれば当時の監獄生活は概ね「寛大」で「呑気」なものだった。⁵⁶ 地方出身の若者は命の危険を侵すことなく、「進んで顛覆論を草して社会に出でたる」こと、末広の言葉を借りれば「新聞紙に因つて己れの名譽を掲げ」ることが可能であり、「禁獄に処せらるゝ者は天晴れ民権家なりとて世人の尊敬を受る」風潮がこうした構図を下支えしていた。しかし明治九年末以降、実際に土族反乱が勃発すると、こうした言論の影響を度外視した過激な政論の発信者、そして立志社の二段階抵抗論は、主要新聞からの厳しい視線にさらされることになる。

第三章 言論空間における「過激派雑誌紙」

一 主要新聞の問題提起

明治九年一〇月の神風連の乱を皮切りに、一二月にかけて土族の反乱が相次いで勃発した。これらは突発的に生じたものであり、数日で

鎮圧されるが、私学校と立志社が動き、さらに全国の不平士族が呼応することで、まったく異なる規模の反乱になっていく可能性は充分にあった。

こうした状況下で、『朝野新聞』の末広重恭は同業者に対して「同心協力」して「内患」を「掃除」する必要性を主張した。末広が「内患」としているのは、幕末の「武人書生」のように「姦物ヲ斬リ君側ヲ清ムル」といったテロを「公言」するような「野蠻ノ習俗」であり、「暴論狂論ヲ吐露」し、新聞雑誌を「毒ヲ世上ニ流ガス」ための道具にしている勢力である。こうした論者はしばしば「政府ノ垢ハ血ヲ以テ洗ハザルベカラズ、全国ノ開化ハ腕力ヲ以テ之ヲ為シ得ベキ」と主張するが、そもそも「我儘ヲ以テ自由ト為シ、勝手次第ヲ以テ權利」と捉え、テロを公言するような「東洋頑愚ノ陋習」を脱することが出来ないから「圧制ノ法律」が導入されたのであり、これに対して自分は「一言」も弁解することは出来ない、と指摘している。そして、それにも関わらず政府に対して一方的に英国や米国のような「言論の自由」を求めるのは、「顛倒ノ甚キモノ」ではないかと問い詰めた上で、同業者に対して「内患」の「掃除」を呼び掛けたのである。

第二章で見たように、末広は「過激派雑誌紙」との関係を深めていたが、「言論の自由」と「思想の自由」との違いは明確に認識していたことが分かる。また、新聞・雑誌が「社会上ノ幸福ヲ増加」という「責任」を果たすためには、「公平ノ心」と「士君子ノ体裁」が重要であるとも考えていた。「平和手段」による政治改革が適切かつ可能と考えていた点、メディアの社会的「責任」に対する意識の強さが、末広と「過激派雑誌紙」との違いであったと言える。

このように、主要新聞の間では文明・言論と野蠻・暴力の分離という発想はある程度共有されていた。しかし分離がより困難だったのは、「民権論」が「封建党」の隠れ蓑や政権の揺さぶりなど、戦略的・党派的に使用されるケースだった。この問題に対し、『東京日日新聞』の福地源一郎は次のように指摘している。神風連などの「叛賊」は「所謂ル不平士族」であり、これら不平士族の反乱は「封建ノ特例ヲ今日ニ復セン」という「其主義ノ不正不名」ゆえに孤立するだろう。しかし、不平士族中の「狡猾ノ者」が「名義」を民権論に仮り、「種々ノ辞柄ヲ携ヘテ県民ヲ煽動」すればどうだろうか。福地によれば、「民権ヲ名トシテ政府ニ脅迫スルノ効力」は、その正当性ゆえに「天子ヲ挾テ四方ニ号令スル」との優劣がない程に強力なものだった。

福地は「熱心民権家ナル過激論者」に対して次のように呼びかけている。例え「其ノ本趣」が「自由ヲ保庇」することにあるとしても、読者から見れば「恰モ戦争ニ非ザレバ人民ハ權利ヲ保チ自由ヲ暢ルヲ得ズ」と言っているに等しい。それは「叛逆ヲ人民ニ教唆スル」との

果たしてどれほどの違いがあるだろうか、と。そして、「徒ニ慷慨悲憤ノ言辭ヲ放チ、哭泣ノ狂態ヲ成スハ、真正ノ自由ヲ愛スルガ為カ、抑モ不平ノ徒ヲシテ他日ノ仮面ヲ民権ニ粧ホハシメント欲スルガ為カ」と「過激論者」を牽制したのである。

二 『大阪日報』と『東洋奇事新報』の対応

主要新聞が武力行使を明確に否定し、さらに「化粧民権派」への疑惑が強まるなかで、不平士族の期待は一年前に編輯長が「暴政府転覆論」で禁獄になっていた『大阪日報』に注がれた。しかし、同紙は明治一〇年二月の西郷派の挙兵に対し、数回にわたって否定の意思表示を行っている。

方今ノ政府ハ改進ノ政府ナリ。(略)世ノ臆測論者ガ、動モスレバ吾党論者ノ同業ニシテ法網ヲ犯スモノアルヲ以テ、コレヲ現政府ヲ
压制政府ナリト見做セルモノトシ、自ラ求メテ禁獄ノ刑ニ掛リ、自カラ欲シテ罰金ノ科ヲ受ケ、以テ己レニ快トスルモノ、如ク思ヒ、
〔略〕恰モ民権者流ヲ以テ不平士族ト同一視スルガ如キハ、豈ニ冤ノ冤ナルモノニシテ、民権論者ニ取りテハ迷惑ノ次第ナラズヤ。(略)
西郷ハ守旧家ノ英雄ナリ、改進黨ノ仇敵ナリ。

この明治一〇年三月九日付社説は、西郷を「守旧家」の英雄であるとしてその挙兵を否定する一方、「民権者流ヲ以テ不平士族ト同一視スルガ如キハ、豈ニ冤ノ冤ナルモノ」と、自らが「民権派」に属することを強調するものである。末広と福地の問題提起を受け、社説を中心とする「改進黨」的な言論空間の一員たることを自任する『大阪日報』は、自らの正当性を明確に示す必要に迫られていたことが分かる。特に不平士族との同一視は「迷惑ノ次第」との言葉は、福地の「真正ノ自由ヲ愛スルガ為カ、抑モ不平ノ徒ヲシテ他日ノ仮面ヲ民権ニ粧ホハシメント欲スルガ為カ」との問いかけへの反応のようにも感じられる。

主要新聞は挙兵を否定しつつも、維新の功労者である西郷への敬意や同情の念は示す傾向にあった。これに対し、『大阪日報』の西郷評は「口先バカリノ民権」「西郷ハ足利尊氏ノ再来」など、必要以上に辛いものだった。この辺りにも、他紙の疑惑を受けたことによる焦りが垣間見えるように思われる。ともあれ、『大阪日報』は西郷の挙兵を否定し、最後まで全国の士族の決起を訴えた『東洋奇事新報』とは歩みを分かつことになった。

西郷が動いたことで、政府と諸新聞の目は「民権派」とされる板垣・立志社の動向へと注がれる。同年六月の立志社による建白書提出の

動きに対し、『朝野新聞』の末広は次のように応じている。戦時下における立志社の建白は、政府への攻撃のみならず、従軍兵士の心理的負担を増やし、間接的に「賊徒ガ気炎ヲ増加」させる影響のある行為である。「人民ノ権利」の回復が目的であれば、賊徒を鎮圧した後に正々堂々と論弁すべきであり、なぜ「西南ノ兵氣ニ乗ジ」る必要があるのか。このように「政府多事」という状況下で「民権」をもって政府に迫ることを否定した末広を筆頭に、主要新聞は立志社に対して一様に厳しい眼差しを向けた。この中で『大阪日報』は立志社による護郷兵設置の動きに声援を送り、建白書の提出を民権論の延長と捉えるなど、立志社を強力に擁護し続けた。この辺りに、「過激派雑誌紙」と主要新聞との境界に位置した『大阪日報』の特徴が表れているのではないだろうか。

『大阪日報』が武力蜂起論から離脱した後も、最後の「過激派雑誌紙」である『東洋奇事新報』は西郷支持を徹底し、官軍の勝利に疑問を投げかけ、板垣が拳兵したとの巷説を支持し続けた。高知県下では飛ぶように売れたとされるが、七月八日付『朝野新聞』の投書「暴論客ヲ戒ム」は、同誌の論を次のように痛烈に批判している。

世ノ西郷隆盛ヲ評スル者〔略〕彼ヲ称賛シテ正人賢士ト為シ、無比ノ英雄ト為シ、愚中ノ愚ニ至テハ彼レヲ尊ンデ民権家ノ巨魁ト為スニ至ル、妄モ亦甚矣。

『東洋奇事新報』の主張は「愛国ノ正論」などではなく、「顛倒錯乱」した論であり、論駁するのも馬鹿馬鹿しいとして一笑に付されている。こうした言論空間における孤立、西南戦争の終結、杉田の路線変更⁵⁴などを受け、『東洋奇事新報』は創刊からわずか二ヶ月余りで廃刊した。おわりに

なぜ西南戦争前後の短期間、武力蜂起肯定論や政府要人へのテロを煽動する「過激派雑誌紙」が隆盛し、そして急速に姿を消していったのか。その背景について最後にまとめてみたい。

まず、言論の持つ影響力やメディアの社会的責任に対する関心の薄さ、あるいは疎さという、「過激派雑誌紙」関係者の持つ特徴が挙げられる。テロの決行は否定するものの、その主張を掲載するのは憚らないという姿勢、事件報道はなく政治問題の評論が中心という誌面の傾向は、これを裏付けるものだろう。板垣退助が「高知士族ハ当時鬱々トシテ居ルニ付、若シ新聞紙ニテ出来シ上新聞紙へ激論ニテモ掲載スレハ、自然鬱氣モ発シテヨカルヘク」と、新聞に「鬱氣」発散効果を期待していたことは、こうした側面の一端を示しているように思わ

れる。

次に、明治政府の側に「野蠻」の証明となる「压制」「専制」という烙印を押されたくないという意識が濃厚にあったことで、「過激派雑誌」関係者は命を危険にさらすことなく、政府批判による知名度や声望（売上）の上昇が可能だった点が挙げられる。旧幕臣で一定の名望を有していた福地や成島柳北らには権力への「わりこみ」の意図は薄く、「私利」を混入させることなく政府の施策を監視・批評することがある程度可能だった。それに比べ、より若く、強い出世願望を持ちながらも政府要人との縁故のない人々は、言論によって「世二入レラレ」ることを期待しつつ、激烈な政府批判を展開していった。小松原は出獄後、岡山で新聞の創刊に関与した後再び上京し、末広の「朝野新聞」への誘いを断って外務省に入るが、その理由を「有為の材」たらんとするため欧州視察を希望していたからと説明している。⁵⁶⁾

これとは別に、「過激派雑誌」の中には純粹に武力蜂起の手段として、あるいは権力への「わりこみ」や「ゆさぶり」のために新聞・雑誌を活用する勢力も存在した。⁵⁷⁾ 議論を通して世の中を変えようとするのではなく、「暴力」を用いても変えるための手段として、当時「公論」として強力な効力を持っていた民権論を使用したと言える。彼らは目的は違えど、文明の利器たる「言論」に目を付けた点では主要新聞と共通していた。しかし、主要新聞が当時の政府を「改進の政府」と認識し、「暴力」に従属した「言論」の使用を明確に否定したことで、「改進」的な言論空間の大勢にはなり得なかつたのである。

本稿を通して見えてきたのは、「暴力」を否定するという点での主要新聞の結束力の強さだろう。言論規制法の導入直後には木戸らの説得工作に嫌悪感を覚えていた末広が、「政府多事」に乗じた民権論の党派的な使用を否定するに至ったことは、その象徴的な出来事と言える。言論規制の強化により「压制政府」「暴政府」というイメージが強まっていたにも関わらず、なぜ末広らは「平和手段」による政治改革への期待を維持することが出来たのか。この点については別稿で論じることとしたい。

- (1) 東京大学史料編纂所編『保古飛呂比 佐佐木高行日記』六（東京大学出版会、一九七五年）、二九四頁。本稿では、史料の引用に際して原則として旧漢字を常用漢字に改め、適宜句読点を付し、筆者の注記には「 」を使用した。
- (2) 新聞記者の官俵への「転身」については、山本武利「記者の官吏への転身―小松原英太郎」（『新聞記者の誕生』新曜社、一九九〇年）が明治一〇年以降の事例を紹介している。

- (3) 『保古飛呂比』六、二九五頁。
- (4) 五百旗頭薫「福地源一郎研究序説―東京日日新聞の社説より―」(坂本一登・五百旗頭薫編『日本政治史の新地平』吉田書店、二〇一三年)、坂本一登「明治初年の立憲政をめぐる―木戸孝允を中心に―」(前掲『日本政治史の新地平』)、松田宏一郎「福沢諭吉における知の「分権」」(『江戸の知識から明治の政治へ』ペリカン社、二〇〇八年)、外征論については塩出浩之「征韓・問罪・公論―江華島事件後の対朝鮮政策をめぐるジャーナリズム論争―」(前掲『日本政治史の新地平』)など参照。
- (5) 三谷博「公論空間の創発―草創期の『評論新聞』―」(鳥海靖他編『日本立憲政治の形成と変質』吉川弘文館、二〇〇五年)、塩出浩之「『評論新聞』ほか集思社定期刊行物記事総覧」(『政策科学・国際関係論集』一〇、二〇〇八年)、宮本又久「『集思社』の性格について―初期民権思想の「性格」(『岡山史学』八、一九六〇年)、西腰周一郎「集思社と土浦―海老原穆・吉島高尚・鳥居正功を中心に―」(『地方史研究』六六(六)、二〇一六年)。
- (6) 小川原正道「西南戦争と自由民権」(慶應義塾大学出版会、二〇一七年)。
- (7) 明治一〇年六月一日付『大阪日報』雑報。
- (8) 佐々木隆「メディアと権力」(中央公論新社、一九九九年)は、政府側の動きを踏まえて『評論新聞』などの処罰経緯を論じている。
- (9) 杉田定一「自由民権を叫ぶ」(東京朝日新聞政治部編『その頃を語る』東京朝日新聞、一九二八年)、四六・四七頁。
- (10) 明治一〇年二月に利益配分の争いから分裂したが(分離組は『大阪新報』を創刊)、『東京日日新聞』の福地源一郎の支援を受けて言論活動を継続した。一三年七月の古沢滋の社長就任以降党派色を増し、一五年二月に『立憲政友新聞』として自由党の機関紙化という経緯をたどる。現『毎日新聞』の前身の一つである(毎日新聞社編『毎日』の三世紀)上、毎日新聞社、二〇〇二年)。
- (11) 三谷博「公論空間の創発」参照。
- (12) 臥波生(石橋臥波)「明治初年の記者生活」(『日本及日本人』八三、一九二五年)、二四八・二五〇頁。
- (13) 山本武利「『朝野新聞』解説」(『朝野新聞縮刷版』一(ペリカン社、一九八一年))。
- (14) 千河岸桜所(貫一)「明治初年に於ける新聞雑誌」(『日本及日本人』八三、一九二五年)、二三八頁。
- (15) 福地源一郎「新聞紙実歴」(『明治文学全集』一 福地桜痴集 筑摩書房、一九六六年)、三二八・三三一―三三五頁。
- (16) 海老原については徳富蘇峰「近世日本国民史 西南の役(三)」(講談社、二〇一三年)、杉田については家近良樹「ある豪農一家の近代―幕末・明治・大正を生きた杉田家」(講談社、二〇一五年)参照。
- (17) 福地源一郎「新聞紙実歴」三二八頁。
- (18) 有松英義編「小松原英太郎君事略」(木下憲、一九二四年)、二七頁。
- (19) 「小松原英太郎君事略」二八頁。
- (20) 集思社関係者の履歴については、澤大洋『都市民権派の形成』(吉川弘文館、一九九八年)が詳しい。
- (21) 小川原正道「西南戦争」(中央公論新社、二〇〇七年)。
- (22) 勝田孫弥「西郷隆盛伝」(マツノ書店、二〇〇七年)。

- (23) 徳富蘇峰『近世日本国民史 西南の役(三)』(講談社、二〇一三年)。
- (24) 小松原は「私学校討伐論」を掲載しようとして「編輯局に於て、社員より阻止」されたと回想しており、西郷派の幹部による「検閲」があったことを示唆している(『小松原英太郎君事略』二八・二九頁)。しかし、六四号の「鹿児島県ノ景状ヲ論スルノ投書」のように私学校を批判する記事も掲載されており、基本的には記者の自立性は保たれていたと思われる。
- (25) 徳富蘇峰『近世日本国民史 西南の役(三)』。
- (26) 三谷博「公論空間の創発」、塩出浩之「評論新聞」ほか集思社刊行物記事総覧。
- (27) 後藤新「台湾出兵と士族―従軍願および軍資献納を中心として―」(寺崎修・玉井清編『戦前日本の政治と市民意識』慶応義塾大学出版、二〇〇五年)。
- (28) 松岡徳一「癡祿論争(一八七五年秋)」(『高知大学教育学部研究報告』六〇、二〇〇〇年)、同「新聞が報じた士族の反乱(一八七六)」(『高知大学教育学部研究報告』六五、二〇〇五年)など参照。
- (29) 三谷博「公論空間の創発」。
- (30) 同右。
- (31) 末広重恭「新聞経歴談」(『明治文化全集』四、筑摩書房、一九六八年)、五七頁。
- (32) 明治八年八月九日付『読売新聞』。
- (33) 末広重恭「新聞経歴談」五五頁。
- (34) 木戸と『東京曙新聞』や『東京日日新聞』との関係については、拙稿「木戸孝允と明治初年の新聞界」(『日本歴史』七二七、二〇〇八年)参照。
- (35) 末広重恭「新聞経歴談」五五頁。
- (36) 明治(八)年一月八日付井上馨宛木戸書簡(『木戸孝允文書』五、八三〜八四頁)。「木戸文書」は明治六年と推定しているが、文中に「此度御変革一条」(「司法一条」等の文言があることから、明治八年と推定した)。
- (37) 末広重恭「新聞経歴談」五二・五五・五六・五七頁。
- (38) 『大阪日報』については中瀬寿一「一八七四〜一八七六(明治七〜九)年大阪における自由民権運動の勃興とその史的考察」(『大阪産業大学論集 社会科学編』六九、一九八七年)、西田長寿「明治時代の新聞と雑誌」(至文堂、一九六一年)五二頁、毎日新聞社編『毎日』の三世紀上(毎日新聞社、二〇〇二年)一〇二〜一〇九頁等参照。
- (39) 毎日新聞社編『毎日』の三世紀上、一〇五頁。
- (40) 富永介周により明治九年三月二九日出版。大関には「郵便報知」朝野、関脇には『東京曙』横濱毎日が見立てられ、『東京日日』は別格の勸進元となっている。
- (41) 小川原正道『西南戦争と自由民権』。
- (42) 明治九年九月二八日付杉田定一建白書、国立公文書館所蔵、「記録材料・建白書仮綴」(請求番号記〇〇八二三二一〇〇)。
- (43) 國學院大学所蔵「梧陰文庫」内の井上の著作とされる「存議」所収の「新聞条例意見」(II一六七七〜六)は、「社友某氏」の論稿として明治八年九

月三日付『東京日日新聞』に掲載されたものとはほぼ同文であり、「社友某氏」井上毅であったと推定した。「存議」については、齋藤智朗「井上毅稿「存議」」（『日本文化研究所紀要』九六、二〇〇五年）を参照。

(44) 井上の「言論の自由」と「人身の自由」の捉え方については、坂本一登「井上毅の民権観」（『国学院法学』三四―三、一九九七年）参照。

(45) 臥波生「明治初年の記者生活」二四九頁。

(46) 『郵便報知新聞』の岡敬孝「新聞界の初期」（大正六年二月五日付『神戸又新日報』）。『朝野新聞』の末広重恭「新聞経歴談」のほか、『評論新聞』の石橋臥波も前掲「明治初年の記者生活」において「圧制時代とは申しながら、吾々罪因を取扱ふことの寛大」さを指摘し、杉田定一が獄中で執筆した「君側の奸臣参議伊藤博文を斬に処すべきである」と云ふ強効的建白書の提出が認められたエピソードを披露している（臥波生「明治初年の記者生活」二五六・二五七頁）。

(47) 明治九年一〇月二〇日・二一日付『朝野新聞』「内患論」。

(48) 明治九年一月四日付『東京日日新聞』論説。

(49) 明治九年一月一日付『東京日日新聞』論説。

(50) 明治九年一月二〇日付『東京日日新聞』論説。

(51) 明治一〇年二月二七日・三月二日・三月七日付社説。

(52) 明治一〇年五月二四日付『朝野新聞』。西南戦争に関する各紙の論調については、松岡徳一「新聞が報じた士族の反乱（一八七六）」（『高知大学教育学部研究報告』六五、二〇〇五年）、同「一八七七（明治一〇）年土佐に関する新聞報道——名立志社論・板垣論」（『高知大学教育学部研究報告』六四、二〇〇四年）参照。

(53) 『郵便報知』も最後まで立志社への厚い信頼を崩さない新聞の一つだったが、『大阪日報』の論調から多事に乗じた民権拡張への期待が見え隠れするのは異なり、『郵便報知』のそれは、板垣が語ったという「暴起スルヲ得タルノ時ハ立志社ハ消滅シタルノ時ナリ」との言葉に基づいた信頼であり、「此等ノ語氣ト相反スルノ挙動アラハ、君ハ食言ノ人ニシテ、世ノ共ニ齒セサル所ナリ」としているように、その信頼を裏切れることを許さないという点で、却って警戒の日で見ていた「朝野」や『東京曙』以上に、『郵便報知』による立志社の挙兵を牽制する圧力は強かったと言える（明治一〇年六月二九日付『郵便報知』）。

(54) 杉田は、西郷の挙を援助するべく板垣を説いたが拒絶され、「そんな事で日を重ねて居る間に（略）西郷翁は事志しと違ひ、城山の露と消えました。事ここに至つては、モウ已むを得ません。板垣伯の意見通り、国論に依つて事を成さうといふ事」になったと回想している（『自由民権を叫ぶ』四八・四九頁）。「国事犯大江卓口供」、国立公文書館所蔵、「公文録」明治一一年八月・司法省附録一（請求番号公〇二三五六一〇〇）。小川原正道「士族反乱と民権思想——西南戦争における板垣退助を中心に——」（笠原英彦編『近代日本の政治意識』慶応義塾大学出版会、二〇〇七年）参照。

(56) 『小松英太郎君事略』四六頁。

(57) 自由民権運動における権力への「わりこみ」と「ゆさぶり」については、松沢裕作「自由民権運動——（デモクラシー）の夢と挫折——」（岩波書店、二〇一六年）。